

<p>報告取扱特記事項及び情報セキュリティに関する特記事項に、貸付者は賃借者である山梨県知事に対して、それぞれ業務に係るセキュリティ責任者及び従事者を書面で明らかにしなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p> <p>②特別児童扶養手当システム保守業務委託契約書の個人情報取扱特記事項に受託業者は、受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結後直ちに、再委託先事業者をして、書面により作業従事者及びセキュリティ責任者を発注者である山梨県知事に届け出させなければならないと定められているが、履行されていなかった。</p>	<p>従事者及びセキュリティ責任者の届出)を受理していた。しかし、その後の再委託の際、再委託事業者からも同様の書面を届け出てもらおうことについて担当者の理解不足があった。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①貸付者からセキュリティ責任者及び従事者を明記した書面を徴取した。今後は、事務処理に遺漏のないよう担当者へ指導するとともに、複数人による確認を行うなどチェック体制の強化を図る。</p> <p>②速やかに書面を再委託業者から届け出してもらう。また、今後は同様なミスが生じないように、より適正な事務処理に努める。</p>
--	--

監査対象機関	福祉保健部 医務課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年7月9日、11月9日

監査の結果

議じた措置

<p>(指摘事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 平成30年度に支出した看護職員修学資金貸付金について、修学資金の貸付を受けている者が休学の処分を受けたことにより、山梨県看護職員修学資金貸付条例第5条に基づき、過払いとなった修学資金貸付金について、れい入手続きを行ったが、次のとおり不適切な事務処理があった。</p> <p>①修学資金の貸付を受けている者が休学の処分を受けたときは、条例上処分を受けた日の属する月の翌月分かられい入額を積算すべきところ、処分を受けた月分を含んで積算したため、れい入額が過大となっていた。</p> <p>②納期限及び出納整理期間までにれい入されなかったため、財務規則第54条に定める令和元年6月1日に現年度の歳入として調定すべきであったが、翌年度の令和3年2月に調定が行われており遅延していた。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果)</p> <p>①当時、手続の都合上、書類上は11月15日からの休学であるが、実際には11月1日以降、学校には来ておらず、手続の遅れにより休学期間の始期が15日となったものであると認識しており、休学の手続時点で既に休学期間に退学する可能性があり、復学する見込みがない状況でもあったことから、学校とも協議し、実態に即して3か月分をれい入することとしたものである。</p> <p>②その後、当該学生は休学後にそのまま退学し、それまでの貸付金及びれい入分の全額を返還する必要が生じたため、学校を通じて返還へ向けた協議等に注力した結果、調定の時期を逸してしまっていた。遅延はしたが正しい手続とするため、改めて令和3年2月に調定を行ったものである。</p> <p>(今後の対応策等)</p> <p>①れい入額については、現在、当事者からの納付がないため、条例の規定どおり2か月分において入額を減額し、引き続き返還を求めるところとする。また、現在、貸付金の全額を返還する必要が生じているため、減額したれい入額についても貸付金として今後調定し、同じく返還を求めていく。</p> <p>②複数の職員により貸付者の管理表や返還台帳等を随時確認し、貸与者の債権管理等を適切に行う中で再発防止に努める。</p>
---	---

<p>るため、文書等により引き続き納付を求めたい。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度 先数3件26,412円</p> <p>②督促状の発付はもとより、入所児童の家庭状況等に配慮しながら、電話連絡、催告文書の送付などの取り組みを今後とも続けていく。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 1,468,343円 ○令和2年度分 458,000円 合計 先数13件 1,923,343円</p> <p>③督促状の発付はもとより、入所児童の家庭状況等に配慮しながら、電話連絡、催告文書の送付などの取り組みを今後とも続けていく。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 先数1件 349,700円</p> <p>④事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 先数10件 9,080,320円</p> <p>⑤事務の委託をしている山梨県社会福祉協議会とともに、借受人や連帯保証人等に対し、ヒアリングを行い、償還を求めていく。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 先数10件 1,372,778円</p> <p>⑥滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っている。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 841,718円 ○令和2年度分 191,712円 合計 先数19件 1,033,430円</p> <p>⑦滞納者に対し、電話で督促を行うとともに、市町村から支給される医療費助成金を償還に充てることにより、未収金の回収を行っている。</p> <p>※令和3年11月末現在の未収金状況 ○過年度分 10,672円 ○令和2年度分 76,151円 合計 先数10件 86,823円</p> <p>2) (発生原因の検証結果)</p> <p>①担当者の認識不足のため、契約書に基づく必要書類を貸付者から徴取していなかった。</p> <p>②委託契約を結んだ事業者からの書面(作業</p>	<p>2) 契約の履行について、次のとおり不備があった。</p> <p>①重度心身障害者医療費貸付管理システム及び精神保健福祉手帳等関連業務システム用サーバー機器等賃貸借契約書の個人情報</p>
--	---

<p>(措置事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①看護職員修学資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 3,892,150 円 令和2年度分 1,830,720 円 合計 先数 18件 5,662,870 円 ②看護職員修学資金貸付金償還金 (延滞利息) 令和2年度分 先数 3件 7,733 円 ③医師修学資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 1,570,000 円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) ①、②収入未済のうち大半を過年度分が占めており、生活困窮者等の長期滞納者の返還が円滑に進んでいないことが原因である。 ③当該未収金の債務者は、平成27年度中に多重債務により、破産手続を開始し、平成27年12月に破産免責許可決定がなされた。さらに、連帯保証人である兄と父についても、自己破産手続により免責許可が決定されている。 (今後の対応策等) ①、②新型コロナウイルス感染症の影響により、例年実施している臨戸訪問による納入指導が令和2年度から実施できていないが、次の措置を継続実施した結果、461,000円を削減した。(令和3年12月8日現在) ・電話や文書による催告 ・債務者の生活状況等に応じた納入指導(分割納付) ・連帯保証人からの回収 また、返還方法が窓口納付に限られ、日中なかなか金融機関に出向けないなどの理由によつて滞納となる事例も多数見受けられたため、平成25年12月から導入した口座振替(引き落とし)による返還を令和3年度も推進し、引き続き納付環境の充実を図った。今後もし引き続き、債権管理の適正化を図り、収入未済解消に向けた取組を粘り強く行っていく。 ③債務者及び保証人について破産手続が完了したため、消滅時効の期間が到来するまで、適正に債権を管理していく。</p>
<p>監査対象機関 子育て支援局 子育て政策課 監査対象期間 令和2年度 監査実施日 令和3年8月4日、8月31日</p>	<p>監査の結果 子育て支援局 子育て政策課 監査の結果 講じた措置</p>
<p>(措置事項) 1件 (重点事項1) 1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/100の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ、支給されていないものがあった。</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 勤務状況の確認不足により、本来は支給すべき時間外勤務手当が支給されていなかった。 (今後の対応策等) 支給不足があった職員については、令和3年9月に不足額を支給した。 今後は、振替日・代休日の取得および時間外勤務手当支給に関する状況把握を的確に行</p>

<p>監査対象機関 子育て支援局 子ども福祉課 監査対象期間 令和2年度 監査実施日 令和3年8月4日、8月31日</p>	<p>い、再発防止を徹底することとする。</p>
<p>(措置事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 【一般会計】 ①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 19,870,325円 令和2年度分 6,243,428円 合計 先数 169件 26,113,753円 ②児童扶養手当過払金の返納金 過年度分 2,963,550円 令和2年度分 2,033,450円 合計 先数 13件 4,997,000円 【母子父子寡婦福祉資金特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 1,931,941円 令和2年度分 7,500円 合計 先数 6件 1,939,441円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 41,639円 ③母子福祉資金貸付金償還金 (違約金) 過年度分 先数 3件 197,467円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 現在収入未済金の回収のため、次の措置を継続実施している。 ・電話による納入指導 ・文書による納入指導 ・訪問による納入指導 ・債務承認書の徴収または一部債務の納付による消滅時効の中断措置 ・個々の状況に応じた納付方法(分割納付)の採用等 ・滞納処分のための財産調査(児童福祉施設入所児童保護者負担金に限る) ・各保健福祉事務所を対象とした債権管理担当者研修会の開催(母子父子寡婦福祉資金に限る) 今後も収入未済の回収に努めるとともに、債権管理の適正化を図っていく。 ○令和2年度収入未済額 (令和3年11月末現在)</p>
<p>【一般会計】 ①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 19,496,264円 令和2年度分 5,723,927円 合計 先数 162件 25,220,191円 ②児童扶養手当過払金の返納金 過年度分 2,909,550円 令和2年度分 1,533,450円 合計 先数 13件 4,443,000円 【母子父子寡婦福祉資金特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 1,874,598円 令和2年度分 7,500円 合計 先数 5件 1,882,098円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 31,382円 ③母子福祉資金貸付金償還金 (違約金) 過年度分 先数 2件 37,235円</p>	<p>【一般会計】 ①児童福祉施設入所児童保護者負担金 過年度分 19,496,264円 令和2年度分 5,723,927円 合計 先数 162件 25,220,191円 ②児童扶養手当過払金の返納金 過年度分 2,909,550円 令和2年度分 1,533,450円 合計 先数 13件 4,443,000円 【母子父子寡婦福祉資金特別会計】 ①母子福祉資金貸付金償還金 (元金) 過年度分 1,874,598円 令和2年度分 7,500円 合計 先数 5件 1,882,098円 ②母子福祉資金貸付金償還金 (利子) 過年度分 先数 1件 31,382円 ③母子福祉資金貸付金償還金 (違約金) 過年度分 先数 2件 37,235円</p>
<p>監査対象機関 林政部 林政総務課 監査対象期間 令和2年度</p>	<p>林政部 林政総務課 令和2年度</p>

監査実施日	令和3年6月11日、7月16日	講じた措置
監査の結果		
(指導事項) 2件(重点事項2)		
1) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に2.5/10.0の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていないものがあった。		1)、2) (発生原因の検証結果) 勤務状況システムにより作成される「振替代休個人集計」により、振替等の勤務状況を確認していたが、十分な確認が行えなかった。 (今後の対応策等) 週休日・休日勤務を行った職員については、勤務状況を的確に把握できる整理表を作成し、時間外勤務の2.5/10.0の支給対象になるか休日勤務手当の支給対象か否かの確認を確実に行うとともに、複数人で確認作業を行う。 また、年度末は各課において勤務及び支給状況の再度確認を行い、給与事務担当者と情報を共有し、確実に作業を行う。なお、未支給分は追加支給済みである。
2) 週休日と振替休日とならない休日とが重なる日において、週休日の振替はなされた一方で、休日の代休日の指定がなされずに勤務が命ぜられた際、休日勤務手当の支給がなされていたかった。		

監査対象機関	林政部 森林整備課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月17日、7月16日	講じた措置
監査の結果		
(指導事項) 1件(収入1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 土砂の不法投棄に係る不当利得の返還金 過年度分 先数 1件 33,286,050円		1) (今後の対応策等) 当該案件には、当該が所管する私法上の債権のほかに、治水課が所管する河川法に基づく公法上の債権と私法上の債権があり、連携して対応している。 債務者は土地資産を有しているが、これを換価するためには、相続財産管理人が選出される必要があることから、選任申立の有無について裁判所に定期的に確認を行うっており、選任された場合は、当該相続財産管理人あてに請求の申出をすることとしているが、令和3年10月1日に民法上の債権の一部が時効を迎えたことを踏まえ、今後は関係各課と協議と連携しながら、不納欠損処理を含めた対応を検討していく。

監査対象機関	林政部 林業振興課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月16日、7月16日	講じた措置
監査の結果		
(指導事項) 1件(収入1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。		1) (発生原因の検証結果)

監査対象機関	林政部 県有林課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月17日、7月16日	講じた措置
監査の結果		
(指導事項) 3件(収入1、財産1、契約1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 過年度分 先数 2件 7,743,225円		1) (発生原因の検証結果) 滞納者の無資力による未払いが原因。 (今後の対応策等) 文書及び訪問による催告、財産等の状況について情報収集を行い、未収金の早期回収に努めている。 2) (発生原因の検証結果) 内容の変更があった貸借契約について、令和2年度中に1度借受財産報告を行っていたが、その後契約を変更した案件の変更報告を失念していた。 (今後の対応策等) 本案件については速やかに移動報告を行った。今後は貸借契約のチェックリストを作成し、報告が必要なものや報告を行った案件等について、契約手続の際に複数名で確認する。
2) 武田の杜遊歩道敷地に係る借受財産について、契約が更新されていたが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。		3) (発生原因の検証結果) 相続登記相談等業務報告書を收受した際の確認が不足していた。 (今後の対応策等) 予備監査の指摘を受け、令和3年度の業務委託先と打合せを行い、業務報告書の業務従事者・相続人の自署を徹底することを指示した。今後は、相続登記相談等業務報告書が上がってきた段階で自署で署名されているか確認を

監査対象機関	林政部 県有林課	
監査対象期間	令和2年度	
監査実施日	令和3年6月17日、7月16日	講じた措置
監査の結果		
(指導事項) 3件(収入1、財産1、契約1)		
1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 「清里の森」別荘地の建物収去・土地明け渡し請求訴訟に係る建物強制収去経費 過年度分 先数 2件 7,743,225円		1) (発生原因の検証結果) 滞納者の無資力による未払いが原因。 (今後の対応策等) 文書及び訪問による催告、財産等の状況について情報収集を行い、未収金の早期回収に努めている。 2) (発生原因の検証結果) 内容の変更があった貸借契約について、令和2年度中に1度借受財産報告を行っていたが、その後契約を変更した案件の変更報告を失念していた。 (今後の対応策等) 本案件については速やかに移動報告を行った。今後は貸借契約のチェックリストを作成し、報告が必要なものや報告を行った案件等について、契約手続の際に複数名で確認する。
2) 武田の杜遊歩道敷地に係る借受財産について、契約が更新されていたが、公有財産事務取扱規則第54条第2項に定める移動報告が行われていなかった。		3) (発生原因の検証結果) 相続登記相談等業務報告書を收受した際の確認が不足していた。 (今後の対応策等) 予備監査の指摘を受け、令和3年度の業務委託先と打合せを行い、業務報告書の業務従事者・相続人の自署を徹底することを指示した。今後は、相続登記相談等業務報告書が上がってきた段階で自署で署名されているか確認を
3) 県行分収林に係る相続登記相談等業務委託契約において、仕様書第4条に業務従事者及び相続人等それぞれが自署した業務報告書を提出することとされているが、自署されていないものがあった。		

行う。

監査対象機関	林政部 中北林務環境事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月12日～13日、6月9日
監査の結果	謹じた措置
<p>(指導事項) 1件 (収入1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>【恩賜県有財産特別会計】</p> <p>①土地貸付料 過年度分 26,259,157円 令和2年度分 6,182,683円 合計 先数 33件 32,441,840円</p> <p>②違約金及び延納利息 過年度分 2,095,958円 令和2年度分 46,316円 合計 先数 13件 2,142,274円</p> <p>③和解に基づく滞納貸付料の納入に係る利息、清里の森別荘地の未払賃料、損害金及び延滞違約金の支払請求訴訟に係る損害金 過年度分 先数 2件 3,339,368円</p>	<p>1) (今後の対応策等) 【恩賜県有財産特別会計】 「清里の森」別荘地に係る収入未済額については、「清里の森」別荘地貸付料納入促進事務取扱要領等に基づき、厳正に督促を行っており、引き続き回収に向け努力していく。県有地の貸付については、引き続き声かけ及び督促を行い、早期収納に努めるとともに、督促の手段や債権の取扱いについて関係課と協議を進めていく。</p>

監査対象機関	林政部 峡東林務環境事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年4月27日～28日、6月3日
監査の結果	謹じた措置
<p>(指導事項) 2件 (収入2)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>①工事請負契約公正入札違約金 過年度分 先数 24件 1,047,022,347円 ②相償金 令和2年度分 先数 1件 48,307円</p>	<p>1) (発生日の検証結果) ①峡東地域の入札談合事件に関して、公正取引委員会の排除措置命令及び課徴金納付命令の効力が確定した業者に対して、契約約款に基づき公正入札違約金を測定したものの。</p> <p>②令和3年3月に調定を行い、債務者は納期限内に収納代理金融機関で払込みを行ったが、収納代理金融機関から指定金融機関への送金が最大5営業日を要することから、出納閉鎖までに指定金融機関への送金に間に合わなかったため。</p> <p>(今後の対応策等) ①全ての民事調停が終結し、今後は調停条項に定めた金額のみ回収する。但し、調停条項が不履行の場合には、調停内容は破棄され、当初の金額を回収する。 ②払込む金融機関は債務者が任意に決定でき</p>

<p>2) 年度当初にすべき林道斐山深沢線の行政財産使用に係る調定が年度末に行われていた。</p>	<p>るため、今後はやむを得ない場合を除き、どの金融機関で払込みをしても指定金融機関への送金に合うように、納期限をあらかじめ定めるよう所属内に周知を行った。</p> <p>2) (発生日の検証結果) 相手方から年度当初に現地と許可に差異の可能性があると連絡があり、調査し状況を報告するよう指示したが、その確認に時間を要したため。</p> <p>(今後の対応策等) 使用料の請求は、年度当初に行うこととなっているため、今後はルールどおりの事務処理を行うよう職員に指示を行った。なお、令和3年度分の当該使用料は令和3年4月に調定を行い、既に収納されている。</p>
---	--

監査対象機関	林政部 峡南林務環境事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月19日～20日、6月16日
監査の結果	謹じた措置
<p>(指導事項) 2件 (収入1、支出1)</p> <p>1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。</p> <p>工事契約解除に伴う違約金及び前払金返還利息 過年度分 先数 1件 157,958円</p>	<p>1) (発生日の検証結果) 当該工事の契約解除に伴い、保証会社である東日本建設業保証(株)から違約金及び前払金に係る保証について支払いを受けたが、保証対象外である請負契約増額分に係る違約金及び前払金返還に係る余剰利息については、債務者に請求を行ったが、その後、債務者の破産決定が通知され、回収不能となった。</p> <p>(今後の対応策等) 財産状況報告集会において財団債権の按分弁済が確定し、当該債務者の破産手続の廃止(異時廃止)が決定されたため、関係各課と協議を行い、令和3年3月22日に徴収停止となったことから、令和3年8月24日に時効も成立したことから、今後関係各課と協議を行いながら、権利放棄、不納欠損などの手続を進める予定である。</p>

<p>2) 県有林林産物権種及び引き渡し業務委託について、財務規則第122条に定める検査調書の作成等が行われていなかった。</p>	<p>2) (発生日の検証結果) 検知集計表により権種業務、搬出終了届により引渡業務が完了したことを確認し、検査検収を行っていたが、調書の作成が不要であるとの認識から、検査検収年月日の財務会計システムへの入力が行われていなかった。</p> <p>(今後の対応策等) 今後は、調書を作成する必要がある場合の検査検収年月日の財務会計システムへの入力</p>
---	--

を確実に行うとともに、支出命令書チェック表におけるチェックを徹底し、再発防止に努める。

監査対象機関	林政部 富士・東部林務環境事務所
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年5月6日～7日、6月8日

監査の結果 謹じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)
1) 歳入について、次とおり収入未済があった。
工事契約解除に伴う違約金
過年度分 先数 1件 113,400円

1) (発生原因の検証結果)
委託業者が銀行の不渡りを2回出し、事実上の倒産をした。債務者(代表取締役)は不渡りをした直後から行方が分からなくなり、期限内に違約金の入金が行われなかった。
(今後の対応策等)
平成28年10月に債務者(代表取締役)の住所地在判明し、令和元年の現地調査では債務者と面会でき、口頭にて支払いの意思を確認した。その後、書面による債務承認書の提出を求めたが、提出には至らなかった。
令和2年度の現地調査では本人とは面会できなかつたが、翌日に本人から連絡があり、連絡先を把握した。その後、定期的に連絡し、納付を求めている。令和3年度、病院に入院し、その後生活保護を受給し始めたことが判明した。このように納付が見込まない状況であるため、今後の処理方針を出納局会計課及び行政経営管理課に確認中である。今後、回答があったところで、示された処理方針に沿って対応する。

監査対象機関	環境・エネルギー部 環境・エネルギー政策課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月15日、7月13日

監査の結果 謹じた措置

(指導事項) 1件 (重点事項1)
1) 同一週内に週休日の振替ができず、1週間の勤務時間が38時間45分を超えたため、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額が支給されていた時間外勤務手当について、当該週に別の週の週休日を振り替えたことにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えておらず、過大に支給されているものがあつた。

1) (発生原因の検証結果)
当該事例では、所属全体で休日勤務を行っていたことから、個人々の勤務状況をよく確認せず、同一週外に振り替えた場合に勤務1時間当たりの給与額に25/1000を乗じた額を支給する処理を機械的に行っていたため、休日勤務した週に別の休日勤務の振替があつたことを見落としたことが原因である。
(今後の対応策等)
過大に支給していた手当については、既に入りの手続を行い、納付が完了している。

今後は、休日勤務の同一週外の振替があつた場合は、休日勤務を行った週の勤務時間を二人以上の職員で確認し、再発防止に努める。

監査対象機関	環境・エネルギー部 環境整備課
監査対象期間	令和2年度
監査実施日	令和3年6月11日、7月13日

監査の結果 謹じた措置

(指導事項) 1件 (収入1)
1) 歳入について、次とおり収入未済があつた。
①廃棄物不法投棄に対する行政代執行撤去費用
過年度分 先数 2件 198,721,373円
費用に係る延滞金
過年度分 先数 10件 1,545,500円
②産業廃棄物不適正処理に対する行政代執行撤去費用
過年度分 先数 5件 745,692,077円

1) (今後の対応策等)
①産業物不法投棄に対する行政代執行撤去費用
過年度分のうち「日向処分場事件1」については、債務者が1法人1個人である。うち法人は事業を行っておらず、休眠状態で資産も無い。個人は、住民票上の住所は判明したものの実態としては依然行方不明の状態である。
法人については、平成30年度に債務者の最終差押日から5年が経過したため、消滅時効が完成した。個人は、住民票などを取得し住所移転していないか確認し、親族に連絡をとっているが有益な情報は得られていない。また、金融機関に対する財産調査を実施しているが預貯金の発見はない。
今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。
過年度分のうち「大月市内不法投棄事件1」については、債務者は1個人であり、現在、行方不明である。住民票、戸籍の取得による現状調査を行ったところ、千葉県館山市に住民票を異動していることが判明した。また、大月市にある居宅を定期的に訪問しているが、居住の実態はない。金融機関に対する財産調査を実施したが、預貯金の発見はなかつた。昨年年度まで就労していた会社が判明したため調査をする予定である。
今後も、債務者の所在確認、財産調査等を行い債権回収に努める。
②産業物不法投棄に対する行政代執行撤去費用延滞金
平成27年度分の行政代執行撤去費用延滞金については、債務者は3法人7個人であり、分割納付での納付を得ている。納付がない者に対しては、適宜督促を行い、毎月の納付状況を注視し遅延なく納付させ債権回収に努める。
③産業廃棄物不適正処理に対する行政代執行

	<p>撤去費用 債務者が3法人、2個人である。現在、金融機関の預貯金の状況等の財産調査を実施している。また、債務者と打ち合わせの機会を設けて毎月定額の納入を求めたところ、定期的に納付している状況である。今後も債権回収に努め、納付がない場合は、預貯金や所有財産の差押え等の措置を実施していく。</p>
--	---

<p>監査対象機関 環境・エネルギー部 自然共生推進課</p>	
<p>監査対象期間 令和2年度</p>	
<p>監査実施日 令和3年6月16日、7月13日</p>	<p>講じた措置</p>
<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (契約1) 1) 四半期ごとに前金払を行っている山梨県立入ヶ岳自然ふれあいセンター指定管理委託について、当該センターの管理に関する基本協定書に基づく定期報告及び事業報告書の提出を受けているが、財務規則第122条に定める検査調書等が作成されていないかった。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) 指定管理委託の前払いについて、担当者が財務規則第122条に定める検査調査を作成するという認識がなく、失念してしまつたことによるもの。 (今後の対応策等) 予備監査終了後、直ちに検査調査を作成した。今後は、検査調査を作成する必要があるものについてのリストを作成し、複数人で検査調査を確認するとともに、職員への周知を図っていく。</p>

<p>監査対象機関 産業労働部 産業政策課</p>	
<p>監査対象期間 令和2年度</p>	
<p>監査実施日 令和3年6月4日、8月6日</p>	<p>講じた措置</p>
<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 2件 (給与1、重点事項1) 1) 通勤手当において次のとおり不備があった。 ①傷病休暇により月の全日数を勤務していない職員に通勤手当が支給されていた。 ②正当な事由がある場合などを除き、通勤の経路及び方法は、往路と帰路を異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にすることはできないとされているが、往路と帰路の経路及び方法を異に認定しているものがあった。</p>	<p>講じた措置</p> <p>1) (発生原因の検証結果) ①該当職員の傷病休暇を承認した時点で、人事給与システムで通勤手当の支給を停止する処理をすべきであったが、未処理であった。 ②通勤手当の認定手続に対する理解が不十分であった。 (今後の対応策等) ①当該職員に係る通勤手当は、返還済みである。今後は、担当者の引継書に留意事項として記載し再発防止を図るとともに、チェック機能を担っている課員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。 ②当該職員に係る通勤届の認定手続を行った。今後は、担当者の引継書に留意事項と</p>

<p>2) 週休日の振替において、やむを得ない理由で同一週内に振替ができない場合、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、勤務1時間当たりの給与額に25/1000の割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給すべきところ支給されていないものがあった。</p>	<p>して記載し再発防止を図るとともに、チェック機能を担っている課員にも周知を徹底し、適正な事務処理に努める。 2) (発生原因の検証結果) 「勤務を命じた時間」と「振替時間」の確認誤りにより、1週間の勤務時間が38時間45分を超えた部分について、時間外勤務手当を支給しなかった。 (今後の対応策等) 当該職員に係る時間外勤務手当は、支給済みである。週休日の振替に係る制度運用が適切に行われるよう、改めて部内の庶務担当職員に周知するとともに、時間外勤務手当を集計する際には複数職員で確認するなど、課内におけるチェックを入念に実施し、適正な事務処理の徹底を図る。</p>
--	--

<p>監査対象機関 産業労働部 成長産業推進課</p>	
<p>監査対象期間 令和2年度</p>	
<p>監査実施日 令和3年6月3日、8月6日</p>	<p>講じた措置</p>
<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 創造技術研究開発費補助金の交付決定一部取消処分に伴う補助金返還金 過年度分 先数 1件 1,350,000円</p>	<p>1) (発生原因の検証結果) 事業者の業績が芳しくなく、一括返還が出来なかったため、分割による返還を受けるところとなった。 (今後の対応策等) コロナ禍の影響により売上が大幅に減少している状況にあることから、業況の回復を待ちながら、これまでと同様に電話や訪問により良好な関係を築きつつ、定期的に支払いの催促を継続する。 金融機関などからの新規借入れの際や、業況の回復により資金繰りが改善したと判断される場合には、一括返還を求めていく。</p>

<p>監査対象機関 産業労働部 産業振興課</p>	
<p>監査対象期間 令和2年度</p>	
<p>監査実施日 令和3年6月3日、8月6日</p>	<p>講じた措置</p>
<p>監査の結果</p> <p>(指導事項) 1件 (収入1) 1) 歳入について、次のとおり収入未済があった。 ①中小企業高度化資金貸付金償還金 過年度分 先数 1件 85,142,670円 ②小規模企業者等設備導入資金貸付金償還金</p>	<p>1) (今後の対応策等) ①中小企業高度化資金貸付金償還金については、収入未済となっている貸付先については、主債務者及び全連帯保証人(1組合、2個人)の破産手続が終結済みであるため、県が回収のために取り得る手段がない状況で</p>